

令和7年度 米原市就学援助制度について

米原市教育委員会事務局 教育総務課

1 制度の概要

この制度は、経済的な理由によって、小中学校への就学に不安を抱えている児童生徒の保護者等を対象として、就学に必要な学用品費や給食費等の一部を市から援助することにより、保護者等の経済的な負担を軽減し、児童生徒に安心して就学してもらうことを目的とした制度です。

2 対象者

- (1) 市内に住所を有し、小中学校に通う児童生徒の保護者
- (2) 次の①～④の要件のいずれかに該当する方
 - ① 生活保護の停止または廃止を受けた方（世帯変更による廃止は除く）
 - ② 児童扶養手当を受給している方
 - ③ 市民税が非課税の方
 - ④ 世帯の前年分所得が、米原市教育委員会の定める基準額以下の方

【参考：認定となる世帯の所得基準の例】

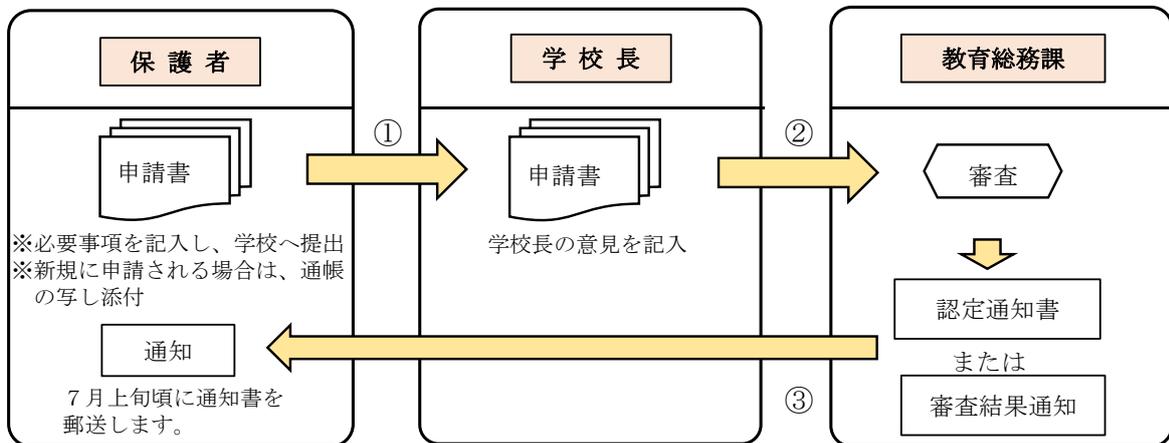
世帯構成の例	世帯の年間所得金額
父母と子ども1人(小学生)の3人世帯	約250万円以下
父母と子ども2人(中学生と小学生)の4人世帯	約320万円以下
父母と子ども3人(中学生1人と小学生2人)の5人世帯	約360万円以下

※所得は、収入から必要経費を差し引いたものであり、収入とは異なります。

※世帯構成や年齢などにより基準額は異なりますので御注意ください。

3 申請から認定までの流れ【申請は年度ごとに必要です】

4月1日(火)から5月9日(金)までの期間に、学校へ申請書を提出してください。



4 申請書の設置場所について

- ・市内各小中学校
- ・教育総務課（本庁舎）
- ・山東支所、伊吹・近江市民自治センター、各行政サービスセンター

※米原市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

5 給付方法

申請者の口座へ振り込みます。

※学校給食費は、2学期から直接学校給食費に振替えます（保護者口座からの引落しは止まります）。

※学校納付金に未納がある場合には、直接学校等へ納付させていただく場合があります。

6 給付対象経費と給付金額、給付時期【参考：令和6年度】

項 目	経費の内容	給付金額（年間）※2	給付時期
① 学用品費	各教科および特別活動の学習に必要な学用品費	小学校 11,630円 中学校 22,730円	各学期末
② 通学用品費 （第1学年は除く）	通学のために必要な靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等の購入費	小学校 2,270円 中学校 2,270円	各学期末
③ 校外活動費※1	学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために必要な交通費・見学科	小学校 1,600円 中学校 2,310円	3学期末
④ 新入学児童・生徒学用品費 （第1学年のみ）	入学に当たって、通学のために必要なカバン、通学用服、靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等の購入費	小学校 57,060円 中学校 63,000円	1学期末 （ただし入学準備金として給付の場合は入学前の2月下旬 ※3）
⑤ 修学旅行費※1	修学旅行に要する経費（交通費、宿泊費、見学科、保険料等）	小学校 22,690円 中学校 60,910円	実施した学期末
⑥ オンライン学習通信費※1	自宅に通信環境を備え、学校でタブレット端末を活用した家庭学習が実施された時の通信費	小学校 1,166円/月 中学校 1,166円/月	実施した学期末
⑦ 部活動費※1※4	部活動等の実施に必要な用具の購入等に要した経費	中学校 30,000円	報告のあった学期末
⑧ 学校給食費	保護者が負担する学校給食費	小学校 4,100円/月 中学校 4,600円/月	1学期末 （2学期からは学校給食会計に直接振替えます。）

※1 上限額であり、実際に要した金額が下回る場合は、実費を支給します。

※2 法令等の改正により、給付金額が変更することがあります。

※3 2月7日（金）までに別途申請が必要です。また、中学校入学支援金の交付を受けた方は、対象となりません。

※4 部活動費については、中学生部活動用具等購入補助金の対象とならない方へ支給します。部活動費の支給には、用具の購入等に係る領収書やレシートが必要です。

7 その他

申請受付は、5月9日以降も随時行います。申請のあった月または翌月からの給付となりますので、お早めに申請をお願いします。御不明な点は下記または各学校までお問合せください。



【お問合せ先】

教育委員会事務局 教育総務課（本庁舎）
Tel：0749-53-5151 fax：0749-53-5129